

# 第3次 那須塩原市 男女共同参画行動計画

平成 29 年度～平成 33 年度



平成 29 年 3 月  
那須塩原市

## 男女共同参画社会の実現を目指して

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した状況の中、社会の活力を高め、経済発展を維持していくためには、男女が個人として能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められております。



本市におきましては、平成 19 年 3 月に那須塩原市男女共同参画推進条例の制定に併せて「那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定してから、現在の「第 2 次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成 24 年 3 月策定）に沿って、男女共同参画社会づくりに向けて各種施策を推進してまいりました。

平成 29 年度からスタートする「第 3 次那須塩原市男女共同参画行動計画」では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「男女共同参画の意識づくりと環境整備」、「男女の人権尊重と暴力の根絶」、「あらゆる分野への男女共同参画の推進」を基本目標に掲げ、各種施策を総合的に推進することといたしております。

市民の皆様には、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場で、男女が共に輝く社会の実現に向けた取組に御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました那須塩原市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様、男女共同参画社会に関する意識調査に御協力をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

那須塩原市長 君 島 寛

# ❖ 目 次 ❖

<b>第1章 計画の趣旨</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間等	2
<b>第2章 那須塩原市の現状と課題</b>	<b>3</b>
1 那須塩原市の状況	3
2 第2次行動計画の進捗状況	6
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>18</b>
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた	20
4 計画の体系	21
<b>第4章 計画の内容</b>	<b>22</b>
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	22
施策の方向Ⅰ-1 男女共同参画意識の醸成	22
施策の方向Ⅰ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進	22
施策の方向Ⅰ-3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進	24
基本目標Ⅱ 男女の人権尊重と暴力の根絶	25
施策の方向Ⅱ-1 人権意識の醸成	25
施策の方向Ⅱ-2 男女間のあらゆる暴力の根絶	26
施策の方向Ⅱ-3 生涯を通じた男女の生活環境の整備	27
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進	29
施策の方向Ⅲ-1 地域活動における男女共同参画の促進	29
施策の方向Ⅲ-2 政策・方針決定過程への女性の参画推進	30
施策の方向Ⅲ-3 就労の場における女性の活躍推進	31
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>33</b>
1 推進体制の充実	33
2 計画の進行管理の強化	33
3 計画が目指す目標値	34
用語解説	37
≪附属資料≫	
1 第3次那須塩原市男女共同参画行動計画策定経過	41
2 男女共同参画社会基本法	42
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	45
4 那須塩原市男女共同参画推進条例	50
5 那須塩原市男女共同参画推進条例施行規則	52
6 那須塩原市男女共同参画審議会委員名簿	53
7 那須塩原市男女共同参画推進本部設置要綱	54
8 那須塩原市男女共同参画推進本部の構成	55

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現』が21世紀の我が国の社会を決定する重要課題と位置付けられています。

また、栃木県では、平成14年12月に「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、平成28年3月には、「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」を策定しました。

本市においても、平成19年3月に「那須塩原市男女共同参画推進条例」を制定し、同時に条例の目的を達成するため「那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成19年3月制定）から現在の「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成24年3月策定）に沿って、市民、事業者及び国・県とともに男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。

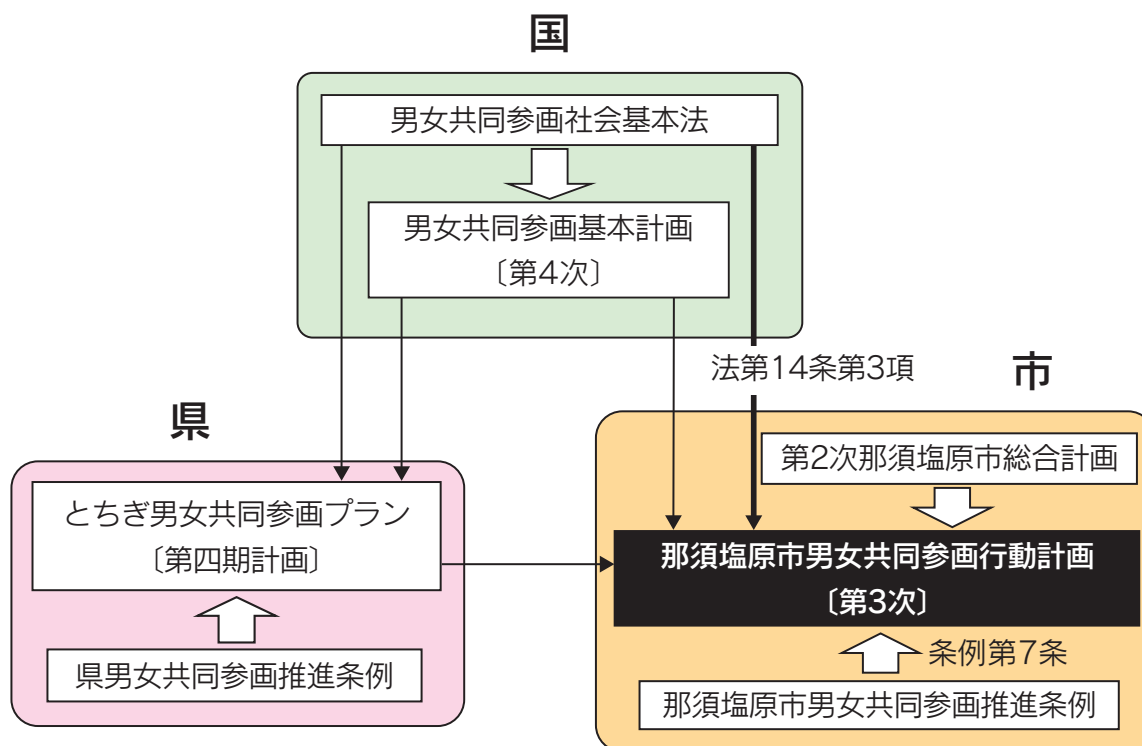
しかしながら、男女共同参画についての市民の理解や取組は広がりつつあるものの、意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識や習慣のほか、ワーク・ライフ・バランス、配偶者等への暴力や各種ハラスメント、政策・方針決定過程への女性の参画など、多くの課題が残されています。また、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進するための基本方針や事業主の行動計画の策定、支援措置等が示されました。

こうした動向を踏まえ、これまでの取組の更なる推進と新たな課題に対応して行くため、「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、次のとおりです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 「那須塩原市男女共同参画推進条例」第7条の規定に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行する計画です。
- (3) 第2次「那須塩原市男女共同参画行動計画」を継承し、かつ、新たな課題に対応するための計画です。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、那須塩原市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を盛り込んだ計画です。
- (5) 「第2次那須塩原市総合計画」の施策の方向とそれを受けた施策を明らかにする部門別計画です。
- (6) 「第4次男女共同参画基本計画」(国計画)及び「とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕」(県計画)を勘案した計画です。



## 3 計画の期間等

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

本計画の実施状況については、毎年、条例第16条に基づく報告書を作成し、公表します。

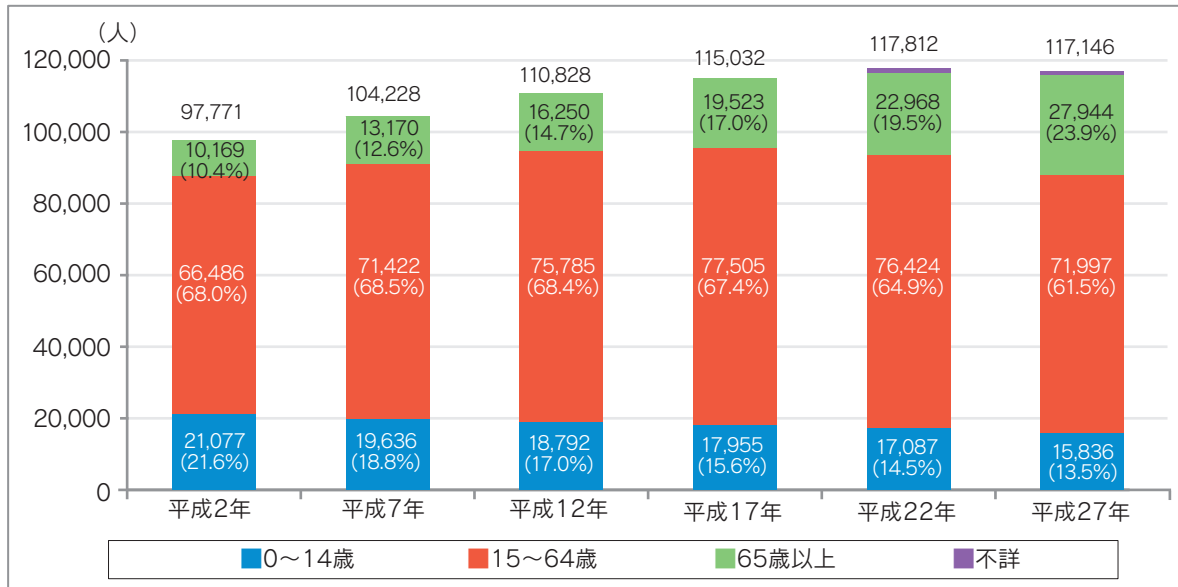
## 第2章 那須塩原市の現状と課題

### 1 那須塩原市の状況

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成27年10月に実施された国勢調査では117,146人で、平成22年の117,812人に対し666人（0.57%）減少しています。

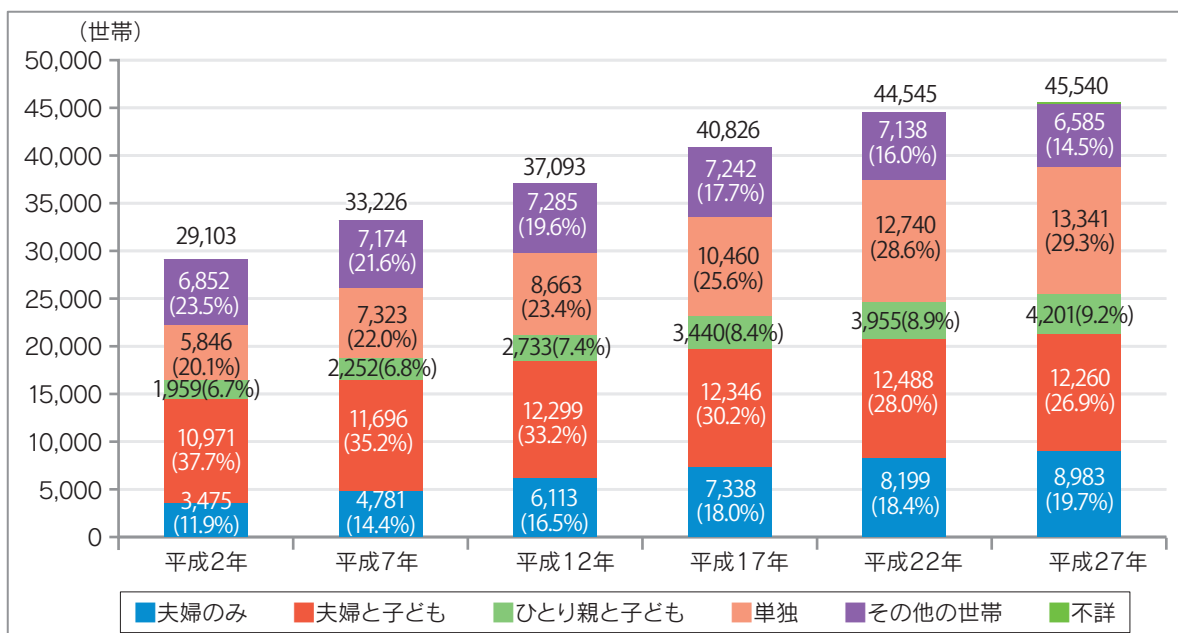
なお、年少人口（0～14歳）が減少し、65歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることが分かります。



資料: 国勢調査

#### (2) 家族類型の推移

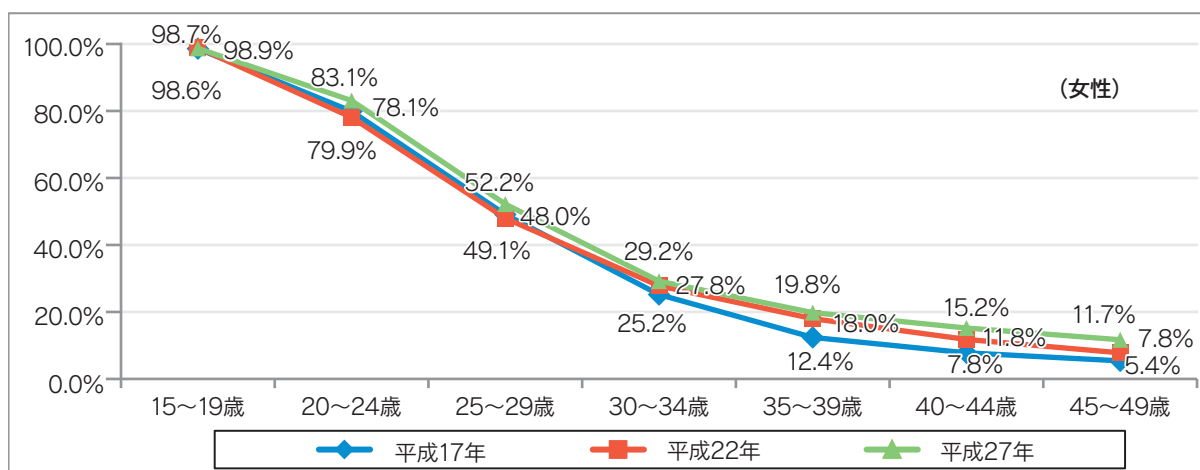
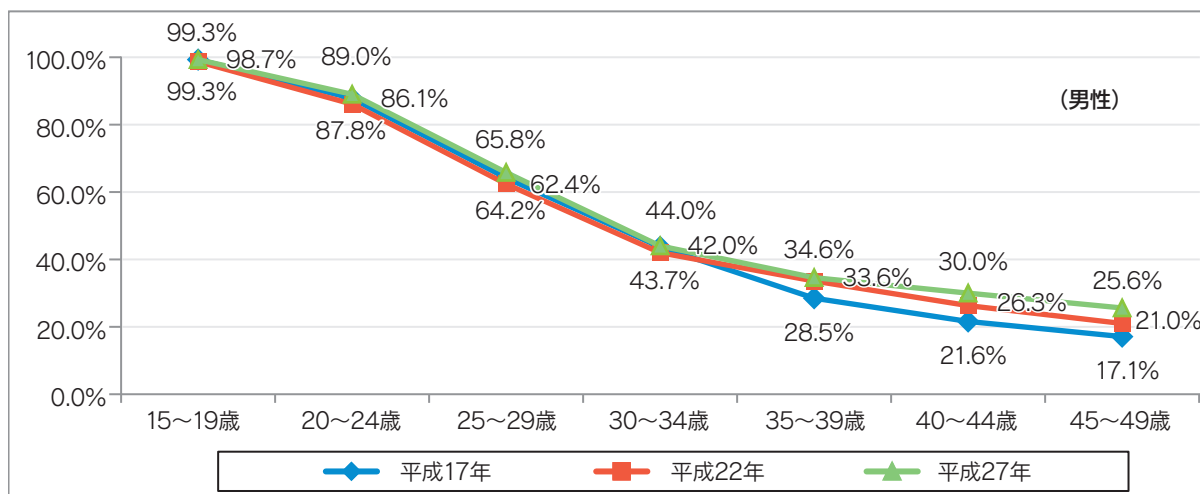
本市の世帯数は増加を続けています。家族形態も大きく変化しており、「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」、「ひとり親と子どもの世帯」が増加する一方で、夫婦と両親から成る世帯等の「夫婦と子どもの世帯」や「その他の世帯」は減少しています。



資料: 国勢調査

### (3) 年代別未婚率

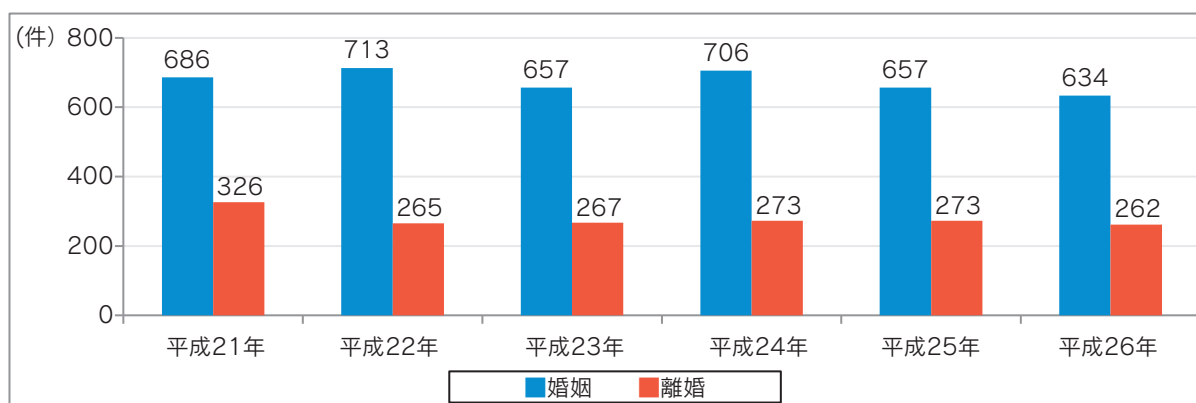
本市の年代別未婚率の推移は、平成17年と平成27年を比較すると、おおむね全ての年代で未婚率が上昇しています。男女別を上昇率の順でみると、男性は、45歳から49歳までが8.5ポイント、40歳から44歳までが8.4ポイント、35歳から39歳までが6.1ポイント上昇しています。一方、女性では、35歳から39歳までと40歳から44歳までが7.4ポイント、45歳から49歳までが6.3ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

### (4) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数は、平成24年から減少傾向です。一方、離婚件数は、平成22年以降、260から270件台を推移しています。

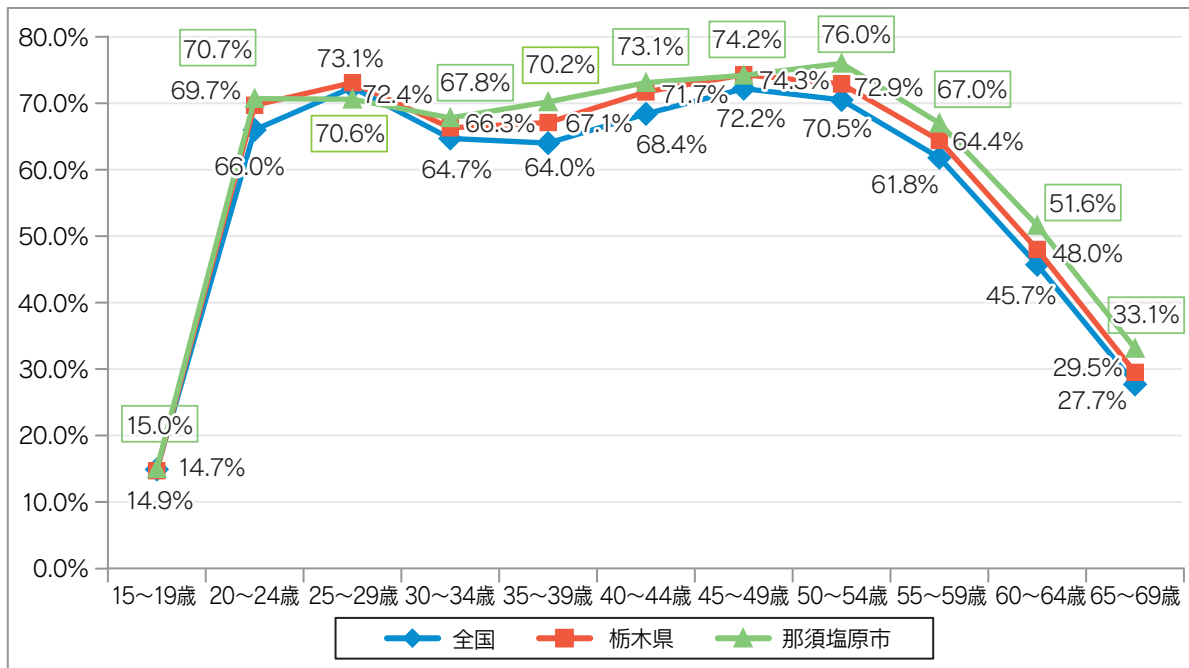


資料：栃木県保健統計年報

## (5) 就労の状況

女性の年齢別労働力率を全国、栃木県と比較すると、20代後半で低くなっていますが、それ以外の年代ではおおむね高くなっています。また、一般的に女性は、結婚・出産を機に就労を中断する「M字カーブ」を描きますが、本市のカーブは、全国、栃木県と比較すると緩やかになっています。

女性の年代別労働力

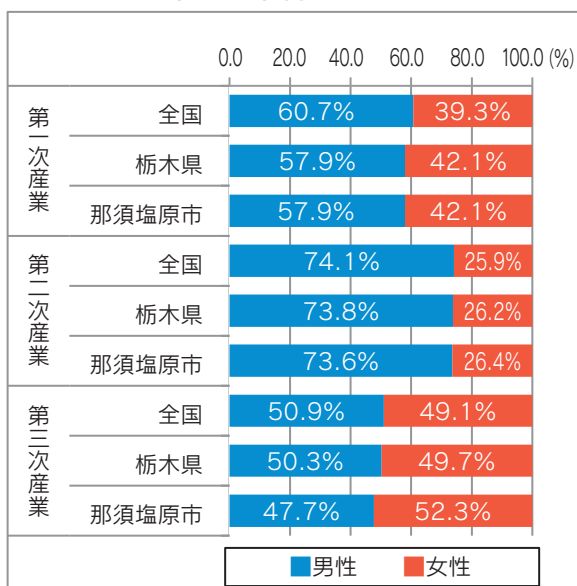


資料：国勢調査（平成22年）

本市は、産業分類別就業者数の男女比が、全国、栃木県と比較して第3次産業で女性の割合が高く、50%を超えています。

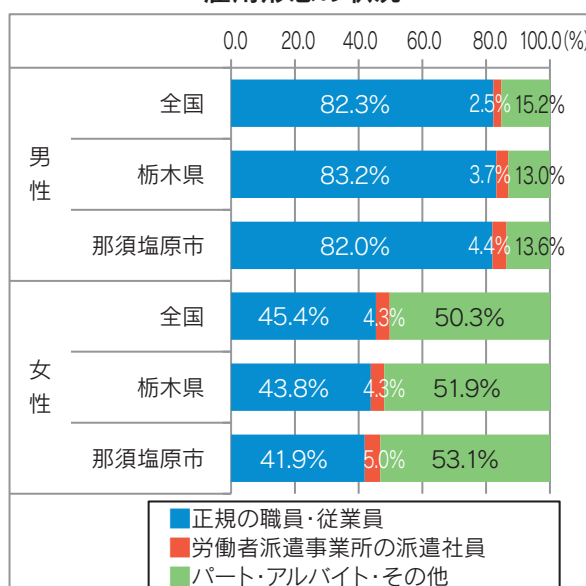
雇用者の雇用形態では、男性・女性共に「正規の職員・従業員」が全国、栃木県と比較して低くなっています。

産業別就業者数の男女比



資料：国勢調査（平成22年）

雇用形態の状況



資料：国勢調査（平成22年）



## 2 第2次行動計画の進捗状況

### (1) 事業の進捗状況

第2次那須塩原市男女共同参画行動計画では、5つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて事業を推進してきました。

平成24年度から平成28年度までの5年間の各事業の進捗状況の総括は、以下のとおりです。

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進

#### 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

##### <実施状況>

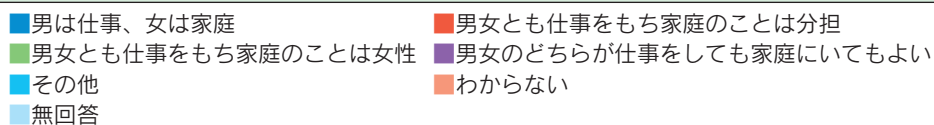
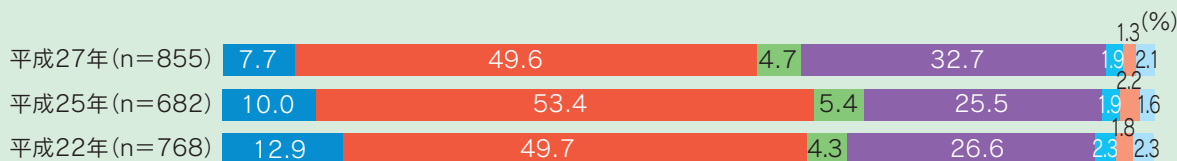
性別に基づく固定的な役割分担意識による考え方や慣行等を見直すため、年4回の広報紙の発行やフォーラム・セミナー等を実施し、市民や事業者等を対象に男女共同参画意識の啓発を行いました。

しかし、男女共同参画への市民の理解や取組が少しずつ広がりつつあるものの、意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が今なお存在しています。

##### <参考指標>

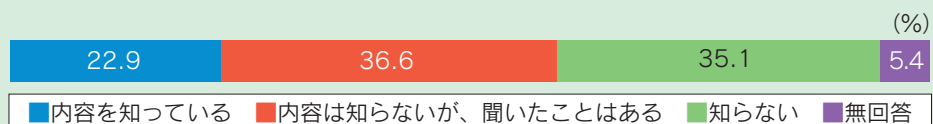
#### ■ 「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割を固定する考え方を持つ人の割合 【意識調査】

「男は仕事、女は家庭」という考え方について聞いたところ、「男女とも仕事をもち家庭のことは分担」が49.6%で最も高く、次いで「男女のどちらが仕事をしても家庭にいてもよい」が32.7%、「男は仕事、女は家庭」が7.7%、「男女とも仕事をもち家庭のことは女性」が4.7%などの順となっています。また、「男は仕事、女は家庭」と考える人の割合は減少し、「男女のどちらが仕事をしても家庭にいてもよい」と考える人が増加しています。



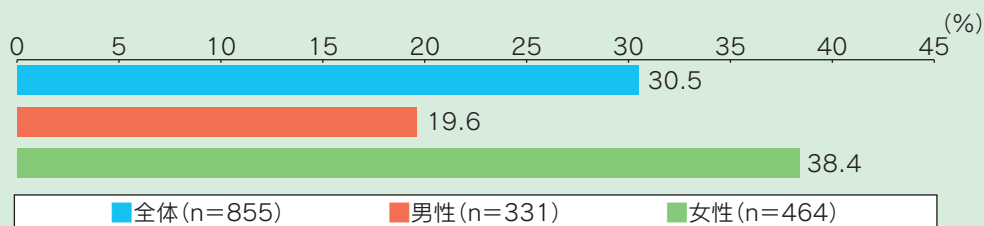
#### ■ 「男女共同参画社会」の認知度 【H27意識調査】

「男女共同参画社会」についての言葉の認知度は、「内容は知らないが、聞いたことはある」が36.6%で最も多く、次いで、「知らない」が35.1%、「内容を知っている」と回答した人の割合は22.9%でした。



## ■ 市の施策の認知度 【H27意識調査】

男女共同参画広報紙「みいな」の認知度は、全体で30.5%、男性が19.6%、女性が38.4%で、女性に比べて男性の認知度が低い結果でした。



### <課題>

今後も男女共同参画の意識を浸透させるため、家庭や学校など若年層からの意識啓発に努めるとともに、広報紙「みいな」等を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や理解促進により一層取り組む必要があります。また、市民に関心を持ってもらえるような取組を行うことが重要です。

## 施策の方向2 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

### <実施状況>

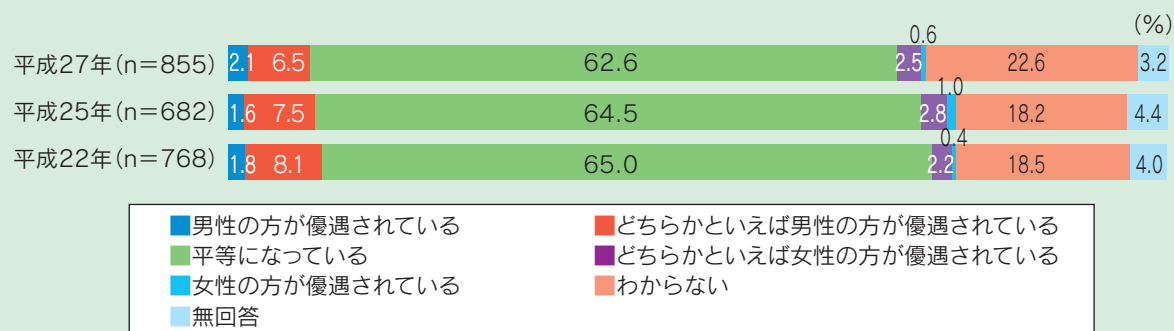
他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識を育むため、家庭における教育力の向上を目的に教育講演会、子育てセミナー等を実施しました。

また、学校における男女共同参画を推進する教育として、社会科の授業を中心に個人の尊厳、男女平等に関する指導を行ったり、キャリア教育を積極的に行いながら、性別にとらわれない勤労観や職業観の育成を図りました。

### <参考指標>

## ■ 学校における男女の地位が平等になっていると感じる人の割合 【意識調査】

学校において「平等」と感じている人の割合は、62.6%と前回調査に比べ1.9ポイント低く、平成22年調査以降減少傾向にあります。



### <課題>

家庭や学校における男女共同参画を推進するため、子どもたちへの教育に加え、教職員や保護者の意識の高揚のため、更に積極的な働き掛けが必要です。

また、子どもの発達の段階に応じた段階的・継続的な教育や啓発が必要です。

## 基本目標Ⅱ 男女がお互いの性を尊重する人権意識の確立

### 施策の方向1 人権意識の醸成

#### <実施状況>

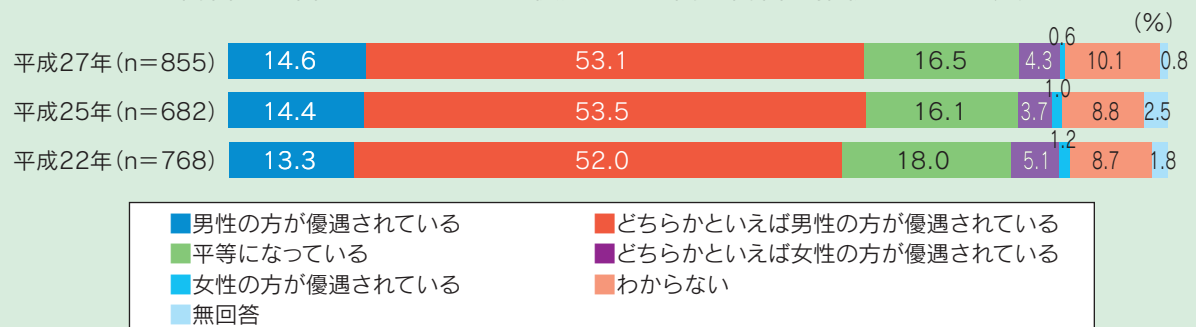
男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ差別や偏見のない社会をつくるため、人権意識や男女平等意識を根付かせていくための啓発と、人権に関する問題を解決するための窓口となる人権相談を実施しました。

また、性の尊重に関する意識啓発と、豊かな母性と父性を育むために、全中学校で助産師等による思春期保健教室などを実施しました。

#### <参考指標>

##### ■ 「社会全体」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合 【意識調査】

社会全体において「平等」と感じている人の割合は、前回調査に比べ0.4ポイント増加していますが、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、合わせて67.7%と依然として高い割合で推移しています。



#### <課題>

社会全体では、いまだに「男性が優遇されている」と感じている人の割合は高く、男女平等社会の実現のためには、男女の人権尊重に向けた意識啓発を進めることが重要です。

また、人権侵害の早期発見等のため、人権相談を実施していますが、利用者がいない場合も多く、差別や人権侵害の予防、早期発見及び解決のためには、定期的に相談窓口を開設するとともに相談窓口・相談機関の周知にも努める必要があります。

若年期からの性の尊重に関する教育を行うため、学校と関係諸機関との更なる連携強化と支援体制の整備が重要です。

### 施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶

#### <実施状況>

若い世代からDVや人権意識の啓発を行う目的で、市内の高校生を対象にデートDVの出前講座を実施しました。

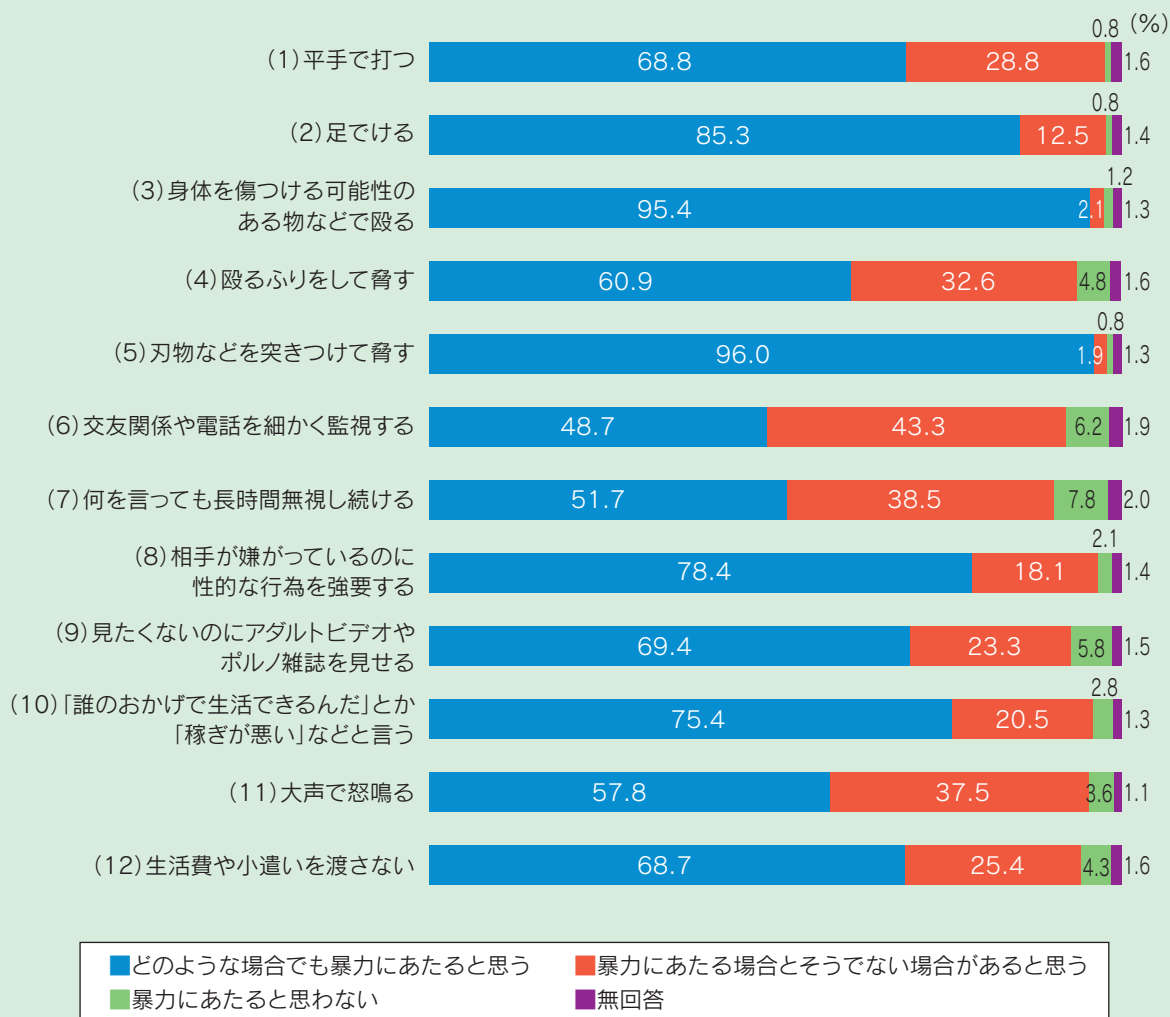
身近に潜むデートDVについて学び、交際相手や周囲の人との関わり方を身に付け、自分がその立場になったらどのように行動するかを考える機会とするとともに、DVに関する相談先の周知も行いました。

なお、DVに関する相談件数も年々増加傾向にあるため、現在は、相談員を3人体制に増員して、手厚い支援を行えるよう対応しています。

<参考指標>

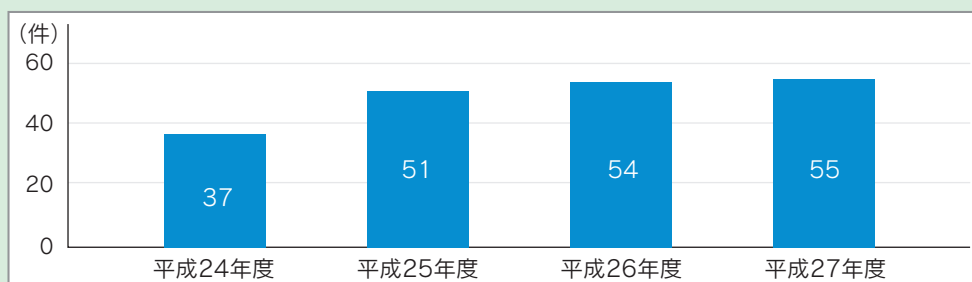
■ 配偶者・パートナー・恋人の間で行われた場合、暴力として認識する人の割合 【H27意識調査】

配偶者・パートナー・恋人間での暴力に対する考えについて、「どのような場合でも暴力にあたる」は“刃物などを突きつけて脅す”で96.0%と最も高く、次いで“身体を傷つける可能性のある物などで殴る”が95.4%、“足でける”が85.3%などの順になっています。また、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」は、“交友関係や電話を細かく監視する”で43.3%と最も高く、次いで“何を言っても長時間無視し続ける”が38.5%、“大声で怒鳴る”が37.5%などの順になっています。



■ DV相談件数 【子ども・子育て総合センター調】

DVの相談件数は、平成24年度が37件、平成25年度が51件、平成26年度が54件、平成27年度が55件と増加傾向にあります。



## <課題>

少しでも早くDVに気づき、相談できる環境の整備が重要です。そのためにも、中・高校生を中心としたデートDVの啓発を行い、小・中学生の時期から、対人場面において必要な言語的・非言語的な対人行動（ソーシャルスキル）を十分に身に付けることができるような練習（ソーシャルスキルトレーニング）の機会を積極的に設けていく必要があります。

さらに、適切に情報を取捨選択し、正しい情報を取り入れ判断できる能力の育成も欠かせません。情報活用能力を高め、DVの問題点を正しく認識できる能力を育成することも大切です。

また、DV被害者の自立支援のため、様々なケースに対応できるよう関係機関との更なる連携強化と支援体制の整備が必要です。

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保

### 施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

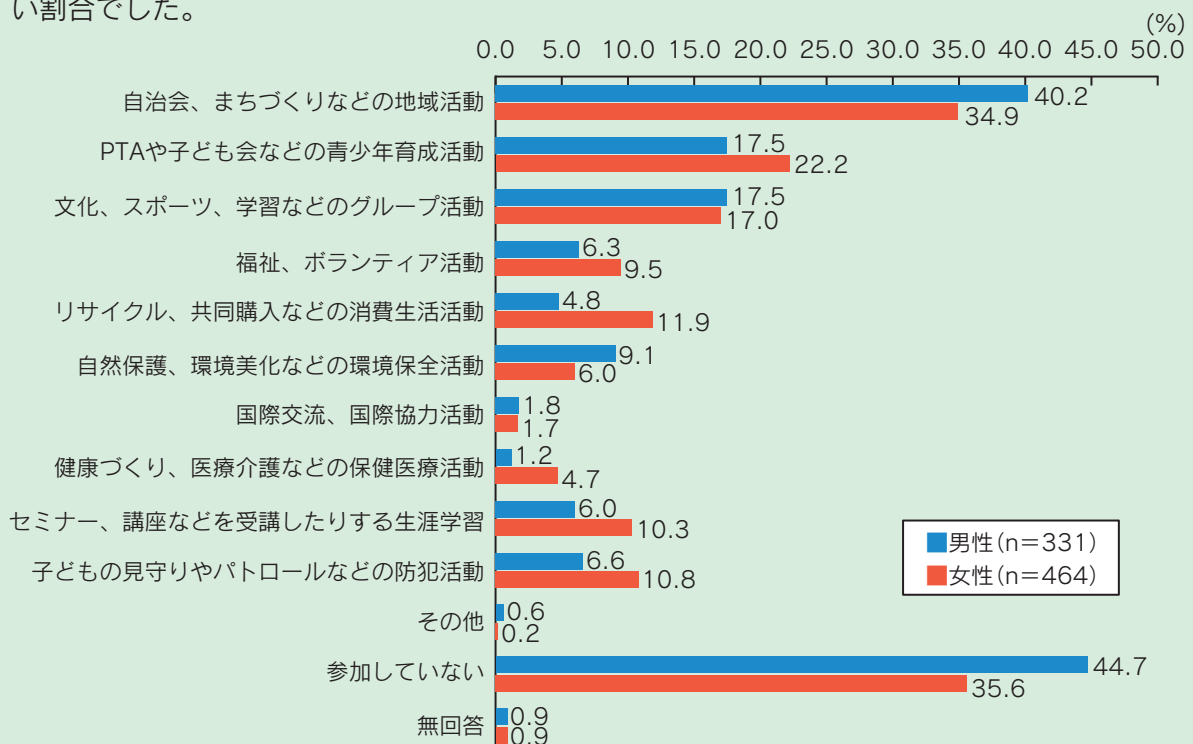
#### <実施状況>

様々な地域社会活動への参画を推進するため、公民館での各種年代を対象とした講座の開催をはじめ、生涯学習出前講座や市民大学講座、勤労青少年を対象とした文化教養・スポーツの各種講座を開催し、参画促進を図りました。また、社会的・地域的課題の解決のため、市民自らが企画・実践する「まちづくり活動」に対し、支援を行いました。

#### <参考指標>

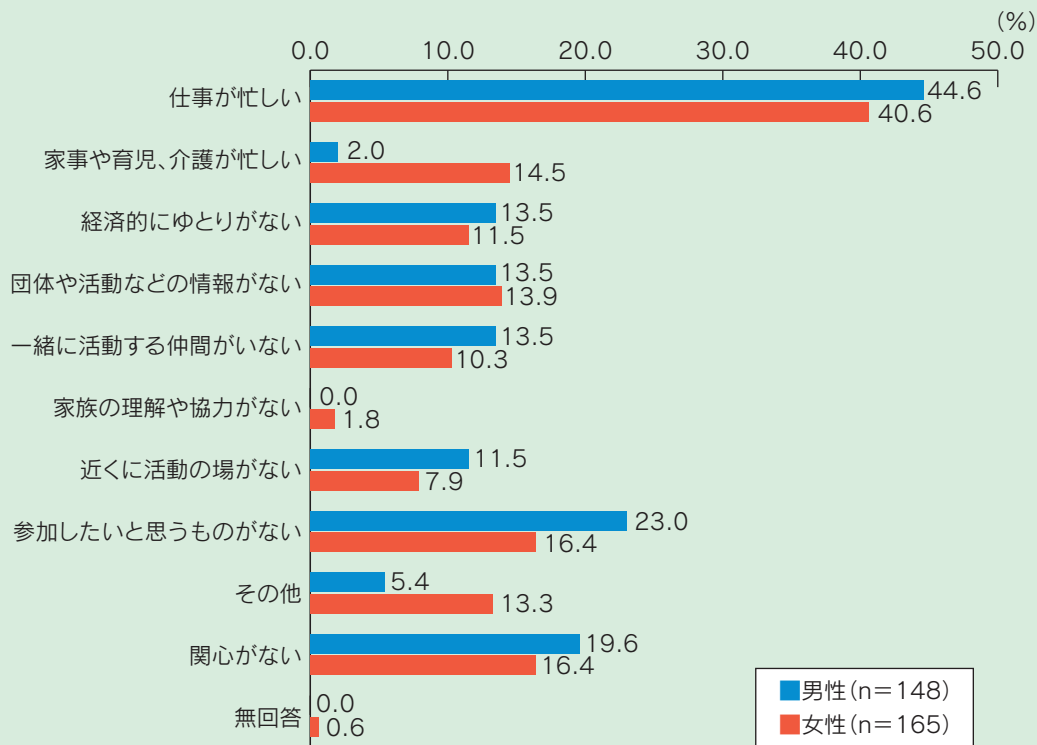
##### ■ 地域・社会活動への参加状況（参加していない人の割合）【H27意識調査】

地域活動の参加状況については、「自治会、まちづくりなどの地域活動」が最も高く、次いで「PTAや子ども会などの青少年育成活動」、「文化、スポーツ、学習などのグループ活動」などの順となっています。一方、「参加していない」人の割合は、男性が44.7%、女性が35.6%で高い割合でした。



### ■ 地域・社会活動に参加していない理由 【H27意識調査】

地域活動に「参加していない」と回答した人に、参加していない理由を聞いたところ、「仕事が忙しい」が男女共に最も割合が高く、次いで「参加したいと思うものがない」、「関心がない」などの順となっています。



### ■ 防災等の分野における性別に配慮した対応が必要と思うこと 【H27意識調査】

性別に配慮した対応が必要と思うこと	全体	男性	女性
①避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、防犯対策等）	75.9%	74.0%	78.2%
②乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮	75.8%	68.3%	81.5%
③災害時の救援医療体制（診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）	61.4%	57.7%	64.9%

#### <課題>

公民館で行う各種講座では、若年層、特に男性の参加者が少ない状況であり、また、勤労青少年ホームで行う講座についても、講座内容等の検討を重ねているにもかかわらず、思うように参加者が増加していない状況にあります。このことから、市民が何を望んでいるのかを的確に把握し、その学習機会の提供と学んだことを地域社会に還元できる仕組みと効果的な周知方法の検討が必要です。

また、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や避難所運営等における様々なニーズに対応できる体制づくりが必要です。

## 施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

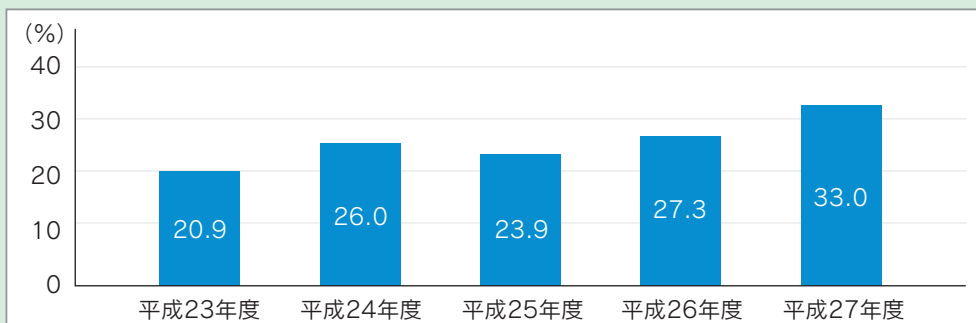
### <実施状況>

審議会等において男女の比率が偏りのない構成となるよう毎年女性の登用状況の調査を実施し、働き掛けを行いました。

また、男女共同参画の視点に立って様々な分野で活躍できる人材を育成するため、団体の運営支援や研修等へ受講者を派遣し、研修終了後は新たな活躍の場の提供に努めました。

### <参考指標>

#### ■ 審議会等における女性委員の割合 【市民協働推進課調】



#### ■ 自治会長、市議会議員等における女性比率

##### 【H28年版男女共同参画に関する年次報告（栃木県）】

自治会長における女性比率	3.7%
市議会議員における女性比率	15.4%
市職員の女性管理職の割合（一般行政職、課長以上）	8.2%

### <課題>

審議会等における女性委員の割合は、少しずつですが増加しており目標値を達成できましたが、女性委員が全く登用されていない審議会等、委員の選出方法や団体等の事情により、男女の委員の比率に偏りが見られます。

団体の育成・支援事業では、現に活動している団体の会員の維持・拡大に苦労している状況があり、意欲ある女性への育成支援と人材育成後の活躍する機会の場を提供することで、団体等の維持・拡大を図る必要があります。

## 基本目標Ⅳ 家庭生活とその他の活動との両立の支援

## 施策の方向1 家庭生活における男女共同参画の推進

### <実施状況>

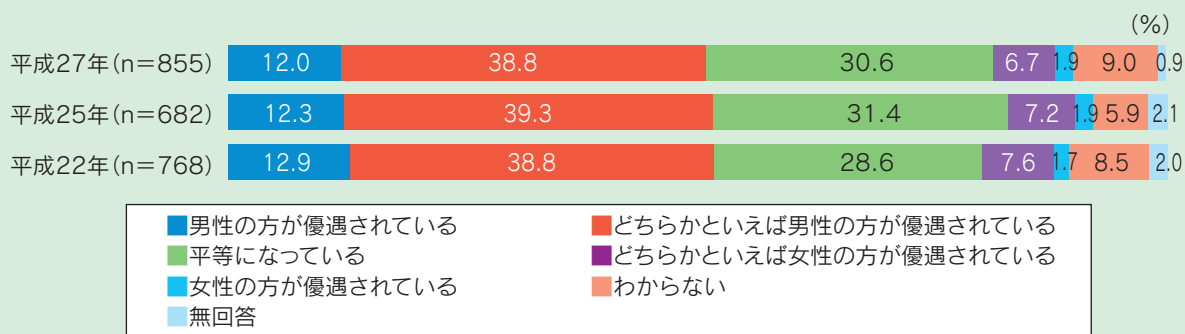
男女が共同して家事や育児、介護に取り組み、仕事・家庭・地域活動とのバランスの取れた豊かな生活が送れるよう、男女共同参画広報紙「みいな」やセミナー、「家庭の日」推進事業を通して啓発を実施しました。

また、多様な働き方や家族構成に対応した保育サービスの充実など、子育て支援に取り組みました。

## <参考指標>

### ■「家庭生活」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【意識調査】

家庭生活において「平等」と感じている人の割合は、30.6%と前回調査から0.8ポイント減少、平成22年調査からは2.0ポイント増加していますが、依然として「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含め「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、50.8%で半数となっています。



### ■夫婦の役割分担【H27意識調査】

夫婦の役割分担については、「どちらかといえば妻」と「主に妻」を合わせた『妻(計)』は、「食事の支度」が82.9%で最も高く、次いで、「洗濯」が76.9%、「掃除」が67.3%などの順になっています。また、「夫婦同じ程度」は「親や身内の介護」が39.8%と最も高く、次いで「町内行事などの参加」が36.5%、「子どもの世話」が35.0%などの順になっています。

一方、「主に夫」と「どちらかといえば夫」を合わせた『夫(計)』は、「主な収入」が75.3%と最も高く、次いで「ゴミ出し」の35.5%、「町内行事などの参加」の31.7%などの順になっています。

『妻(計)』と『夫(計)』を比較すると、「主な収入」と「町内行事などの参加」以外は妻の役割との割合が高くなっていて、多くの役割分担が女性に偏っています。

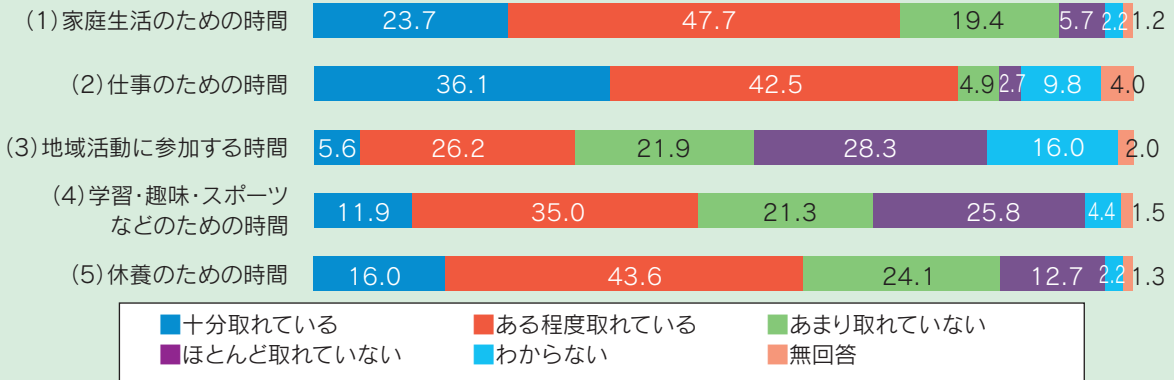
	主に妻	どちらかといえば妻	夫婦同じ程度	どちらかといえば夫	主に夫
食事の支度	57.3%	25.6%	12.5%	0.7%	0.8%
洗濯	56.5%	20.4%	18.5%	1.5%	0.7%
掃除	44.8%	22.5%	27.0%	2.3%	0.7%
食事の片づけ	46.0%	19.2%	24.7%	5.6%	2.0%
家計の管理	43.9%	19.8%	21.8%	6.0%	5.0%
親や身内の介護	19.5%	18.2%	39.8%	1.1%	0.2%
町内行事などの参加	13.1%	9.9%	36.5%	19.1%	12.6%
子どもの世話	29.6%	23.3%	35.0%	0.5%	0.2%
主な収入	1.1%	0.9%	19.4%	30.4%	44.9%
ゴミ出し	27.0%	9.1%	25.4%	18.9%	16.6%



### ■ ワーク・ライフ・バランス(家庭生活・仕事・地域活動等への時間配分)の満足度 【H27意識調査】

日常生活の満足度について、「十分取れている」と「ある程度取れている」を合わせた『取れている(計)』は、「仕事のための時間」が78.6%と最も高く、次いで「家庭生活のための時間」の71.4%、「休養のための時間」の59.6%などの順になっています。

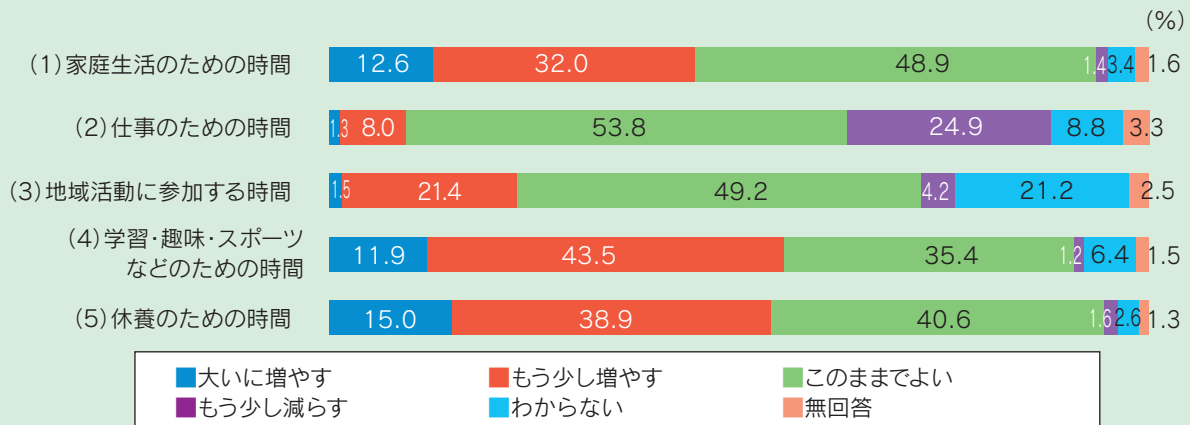
一方、「あまり取れていない」と「ほとんど取れていない」を合わせた『取れていない(計)』は、「地域活動に参加する時間」が50.2%と最も高く、次いで「学習・趣味・スポーツなどのための時間」の47.1%などの順になっています。(%)



### ■ ワーク・ライフ・バランス(家庭生活・仕事・地域活動等への時間配分)の理想 【H27意識調査】

日常生活における理想の時間について、「大いに増やす」と「もう少し増やす」を合わせた『増やす(計)』は、「学習・趣味・スポーツなどのための時間」が55.4%と最も高く、次いで「休養のための時間」の53.9%、「家庭生活のための時間」の44.6%などの順になっています。

一方、「仕事のための時間」は「もう少し減らす」が24.9%で、全項目の中で最も高い結果でした。



#### <課題>

意識調査の結果から、女性の家事・育児などの負担が男性より多く、家庭生活において男女が平等であると感じる人が3割程度と少なくなっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児への更なる参加が必要です。

また、子育て支援施策としては、社会的な背景により、ますます多様化している保育ニーズへの対応が求められていることから、仕事と子育ての両立支援として、更なる子育て環境の充実を図って行く必要があります。

## 施策の方向2 就業における環境整備の促進

### <実施状況>

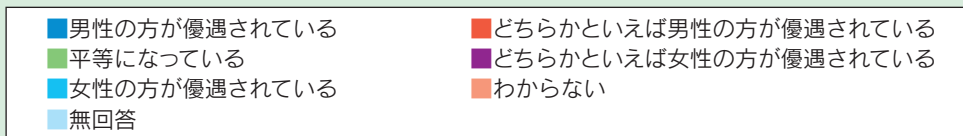
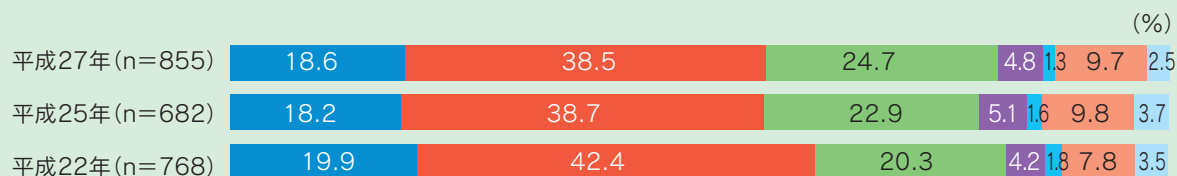
働く場における男女共同参画の実現及び仕事と家庭生活の両立ができる雇用環境の整備が進むよう働き掛けを行いました。

また、就労・職業能力開発支援に関する情報提供を市のホームページや広報誌で年間を通して実施し、創業支援のための資金融資や商工会が実施する創業支援事業に対して助成を行いました。

### <参考指標>

#### ■「職場」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【意識調査】

職場において「平等」と感じている人の割合は、24.7%と前回調査から1.8ポイント増加、平成22年調査からは4.4ポイント増加していますが、依然として「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含め「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、57.1%で高い割合となっています。



#### ■ 女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと(とても重要+重要)【H27意識調査】

①パートナー（男性）の理解や家事・育児などへの参加	97.4%
②企業等事業所の理解	96.7%
③保育施設や学童保育の充実	96.6%
④育児・介護休業などの休暇制度の充実	95.4%
⑤労働時間の短縮化、フレックスタイム制の導入	91.6%

#### ■ 結婚や出産のために退職した女性が再就職するために重要なこと(とても重要+重要)【H27意識調査】

①企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実	93.6%
②子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実	93.0%
③家族の理解や家事・育児などへの参加	93.0%
④フレックスタイム制の導入や介護休業などの休暇制度の充実	91.0%
⑤企業等事業所の理解	90.5%

### <課題>

男女の均等な雇用機会等の確保や女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備が進むよう、積極的に事業所に働き掛ける必要があります。

女性が結婚や出産を理由に退職することなく、働き続けられる社会づくりと再就職支援や起業支援が必要です。

様々な分野において男女共同参画を推進することで、多様な働き方が選択できる環境づくりが必要です。

## 基本目標V 生涯を通じた社会参画のための環境の整備

### 施策の方向1 生涯を通じた男女の生活環境の整備

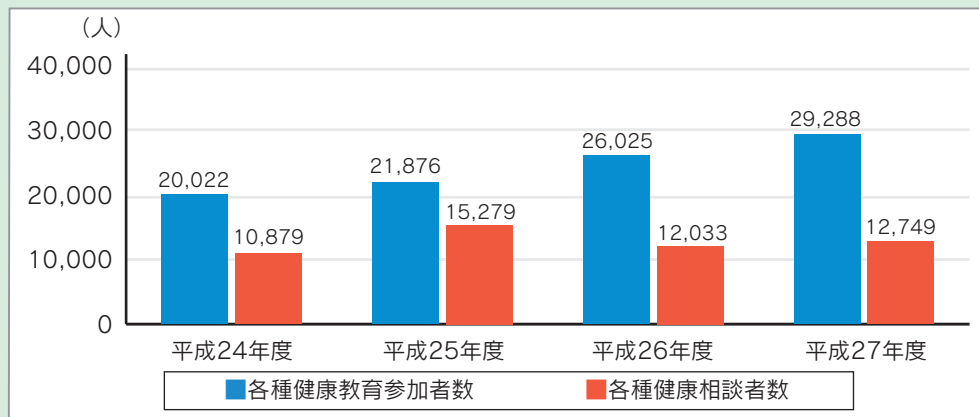
#### <実施状況>

男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがいをもって社会参画して行けるよう支援しました。

健康支援の取組では、乳幼児健診の受診率は90%以上を維持しており、育児・発達相談の利用者も多い状況です。また、生活習慣病予防事業では、健康教育の参加者数、電話・面接相談者数共に増加していて、それぞれのライフステージに応じて、適切な健康管理ができるよう取り組んでいます。

#### <参考指標>

##### ■ 生活習慣病予防事業 【健康増進課調】



##### ■ がん検診の受診率（平成27年度） 【健康増進課調】

乳がん検診	47.8%
子宮頸がん検診	44.9%
大腸がん検診	41.1%

#### <課題>

がん検診の受診率は増加傾向にあるものの、まだ低い状態であり今後も普及啓発に努め、がんの早期発見、早期治療に繋げる必要があります。

健康教育や相談者数は増加しています。今後さらに、乳幼児期からの生涯を通じた健康習慣の定着や生活習慣の改善に繋がるよう、働き掛けていく必要があります。

高齢者の生きがいづくり事業は、男性の参加者が全体の2割程度と少ない状況である等、今後は、ライフステージや身体的特性に応じた健康への支援が必要です。

## (2) 指標の達成状況

基本目標	施策の方向	指 標	基準値 (22年度)	現状値 (27年度)	目標値 (28年度)
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進	施策の方向Ⅰ－１	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考え方をもつ人の割合	12.9%	<u>7.7%</u>	8.0% (以下)
	施策の方向Ⅰ－２	学校において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	65.0%	62.6%	70.0% (以上)
基本目標Ⅱ 男女がお互いの性を尊重する人権意識の確立	施策の方向Ⅱ－１	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	18.0%	16.5%	23.0% (以上)
	施策の方向Ⅱ－２	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	61.7%	68.8%	100.0%
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保	施策の方向Ⅲ－１	地域・社会活動に参加していない人の割合	39.5%	39.8%	35.0% (以下)
	施策の方向Ⅲ－２	審議会等における女性委員の割合	20.9% ※(H23)	<u>33.0%</u>	30.0% (以上)
基本目標Ⅳ 家庭生活とその他の活動との両立の支援	施策の方向Ⅳ－１	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	28.6%	30.6%	48.0% (以上)
	施策の方向Ⅳ－２	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	20.3%	<u>24.7%</u>	23.0% (以上)
基本目標Ⅴ 生涯を通じた社会参画のための環境の整備	施策の方向Ⅴ－１	生活習慣病の予防に取り組む人の割合	22.8%	26.9%	70.0% (以上)

第2次那須塩原市男女共同参画行動計画は、男女共同参画社会の形成状況を把握するために、施策の方向ごとに9つの指標を設定し、目標値を定めています。なお、現状値は、平成27年度に実施した市民意識調査等の数値となっています。

平成27年度の時点で、9つの指標のうち3つの指標について、平成28年度の目標値を達成しています。

なお、達成した3つの指標は、現状値欄の下線の数値でした。

そのほかの6つの指標のうち、4つについては、若干ですが平成22年度の基準値に比べ数値が良くなっていますが、「社会全体」と「学校」における男女の地位が平等と感じる人の割合の2つの指標については、基準値を下回る結果でした。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の基本理念を、本計画の基本理念とします。

#### (1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

#### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

#### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。

#### (5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

#### (6) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

## 2 基本目標

本計画は、次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

### I 男女共同参画の意識づくりと環境整備

男女が性別による差別的扱いを受けず、自らが望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別による固定的役割分担意識の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

### II 男女の人権尊重と暴力の根絶

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

また、男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

### III あらゆる分野への男女共同参画の推進

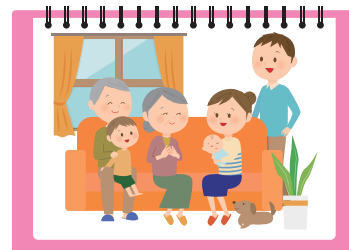
男女が性別に関わりなく個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

### 3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた

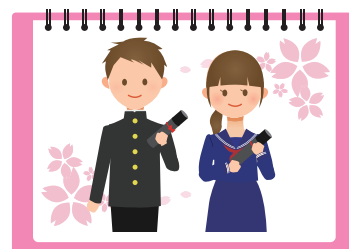
#### ■ 家庭では ■

男性も、女性も、大人も、子どもも、一人一人の人権が尊重され、ふれあいのある家庭を築いています。また、一人一人が家事、子育て、介護などを協力しながら、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。



#### ■ 学校では ■

男女とも一人一人が思いやりの意識と人権を尊重する教育が行われ、自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。また、進学や就職に際しては、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。



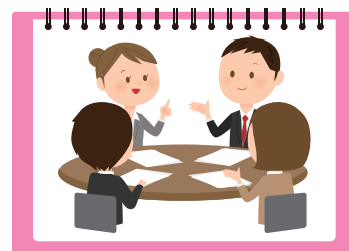
#### ■ 地域では ■

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、男性も、女性も、高齢者も、若者も、一人一人の考え方や人権が尊重され、自治会・子ども会などの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。また、地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、お互いを尊重し、役割と責任を担うことにより、住みよい地域づくりに貢献しています。



#### ■ 職場では ■

雇用機会や待遇などでの男女格差が解消され、男女共に個性や能力を十分に発揮しています。男女が共に育児休業や介護休業を積極的に利用し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現により、ゆとりと充実感を持っていきいきと働いています。



## 4 計画の体系

### 計画の体系（次期計画案）

